5 被保険者

(1) 第1号被保険者

年齢65歳以上の練馬区民である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料を保険者である練馬区に対して直接納める。平成 24年3月31日現在(住所地特例者を含め)140,859人である。

第1号被保険者数

(単位:人)

年年齢	20	21	22	23	24
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	130, 681	134, 577	137, 093	137, 915	140, 859
総 人 口 (各年4月1日現在)	699, 403	704, 590	707, 319	708, 488	708, 500
比 率	18. 7%	19. 1%	19. 4%	19. 5%	19. 9%

第1号被保険者数:年齡別

各年3月31日現在(単位:人)

为 1	日午 0 月 0 日 3 社 (平位 : 大/				
年	20	21	22	23	24
65~69	37, 329	38, 706	38, 343	36, 093	35, 561
70~74	34, 916	34, 401	34, 041	33, 976	34, 520
75 ~ 79	27, 230	28, 203	29, 212	30, 357	31, 039
80~84	17, 381	18, 593	19, 726	20, 569	21, 632
85~89	8, 921	9, 550	10, 244	10, 926	11, 716
90~94	3, 666	3, 767	4, 054	4, 453	4, 793
95~99	1, 081	1, 172	1, 275	1, 301	1, 332
100~	157	185	198	240	266
合 計	130, 681	134, 577	137, 093	137, 915	140, 859

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位:人)

年歯	年度	19	20	21	22	23
取得	65 歳到達	8, 397	8, 521	7, 005	5, 737	7, 905
	転入	1, 274	1, 273	1, 302	1, 364	1, 372
	その他	170	218	233	254	239
	増計	9, 841	10, 012	8, 540	7, 355	9, 516
喪失	死亡	4, 173	4, 137	4, 043	4, 450	4, 605
	転出	1, 887	1, 785	1, 783	1, 868	1, 777
	その他	233	194	198	215	190
	減計	6, 293	6, 116	6, 024	6, 533	6, 572

[※] その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人等

(2) 第2号被保険者

年齢 40 歳から 64 歳までの医療保険に加入している練馬区民である。

加齢が原因とされる特定の病気(指定された 16 疾病)により介護が必要となった場合、 認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険料の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

(3)特例被保険者

原則として練馬区に住所を有する人が練馬区の被保険者となるが、制度上、以下の特例が設けられている。

①住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地(練馬区)の被保険者となる。 平成 18 年度から介護保険施設以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅が対象施設となっている。

②他住所地特例者

①の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、 他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地(他区市町村)の被保険者と なる。

③適用除外施設入所者

身体障害者福祉法の身体障害者療護施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に 入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

住所地特例者数:再掲

各年3月31日現在(単位:人)

年 区分	20	21	22	23	24
住所地特例者	660	732	802	837	876
他住所地特例者	150	209	234	277	287
適用除外施設入所者	21	27	64	96	147